

## ふるさと区民まつり実施要綱

### (目的)

第1条 区民の創造的意欲を結集し、区民の連帯感を高めるとともに、郷土に対する愛着心の高揚を図るため、ふるさと区民まつり（以下「まつり」という。）を実施する。

### (運営)

第2条 まつりは世田谷区民まつり実行委員会が主催し、まつりを円滑に運営するため、実行委員会の下に企画委員会、警備救護委員会及び部会を設置する。

### (実行委員会)

第3条 まつりの大綱を定めるとともに、企画委員会等で検討した事項を決定する。

- 2 まつり全般の運営を行う。
- 3 組織は、実行委員長1名、副実行委員長若干名、会計1名、会計監査若干名を置く。
- 4 まつり全般の運営等の助言を行う顧問、相談役を置くことができる。

### (企画委員会)

第4条 まつり全般にわたって調査・研究する。

- 2 まつりの開催計画を策定し、実行委員会に提案する。
- 3 組織は、企画委員長1名、副企画委員長若干名を置く。
- 4 企画委員会の下に次の部会を置く。

(1) イベント部会

(2) 交流部会

(3) 広報協賛部会

### (警備救護委員会)

第5条 警備・救護計画を策定し、警備・救護に当たる。

### (部会)

第6条 実行委員会の下に次の部会を置く。

(1) 阿波おどり部会

(2) みこし部会

(3) 子ども部会

(4) 商店街出店部会

(5) 暮らしの情報出店部会

(6) 福祉団体出店部会

(7) 清掃・リサイクル部会

(8) みどり部会

- 2 開催計画に基づき担当事項の細目を検討し、実行委員会に報告する。
- 3 担当事項について企画及び運営管理にあたる。

( 会 議 )

第7条 各委員会の会議は必要に応じて開催し、それぞれの長が会議を主宰する。

( 会 計 )

第8条 団体・企業・個人からの協賛金及び世田谷区からの支援により、まつりを実施する。

( 決算基準日 )

第9条 毎年度の決算基準日は、実行委員会が定める。

- 2 前回の決算日の翌日から当年度の決算基準日をもって会計年度とする。
- 3 決算基準日は、前回の決算日の翌日から起算して概ね1年後とする。

( 監 査 )

第10条 会計は、年度終了後速やかに会計報告を行い会計監査を受けなければならない。

- 2 会計監査は、会計監査報告書を作成し実行委員会に報告しなければならない。

( 事務局 )

第11条 事務局は、当分の間世田谷区生活文化部区民健康村・ふるさと交流課に依頼する。

( その他 )

第12条 開催年度毎にまつりの開催計画を策定し、詳細は実行委員会で決定する。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日より施行する。

( 組 織 図 )

